平成２６年（フ）第２２号
沖縄県名護市字伊差川1157番地４　いちごハウス201号
債務者　山内　雄太
1　決定年月日時　平成26年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２６年（フ）第３０８８号
大阪府守口市大久保町２丁目４番１―306号
債務者　宮内　慎吾
1　決定年月日時　平成26年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１２２３号
神奈川県藤沢市石川644番地の14
債務者　戸上　賢枝
1　決定年月日時　平成26年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３６号
熊本県八代市日奈久大坪町3712番地１
債務者　橋口　直美
1　決定年月日時　平成26年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月２日午前10時30分
熊本地方裁判所八代支部

平成２６年（フ）第３２５号
静岡市駿河区中島1150番地の２　トルティエール202号、旧住所静岡県焼津市栄町１丁目10番20号　ＳＴビル302
債務者　千葉恵美璃
1　決定年月日時　平成26年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月３日午前10時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５５８号
東京都町田市本町田2524番地１公社住宅ハ18―207
債務者　嶋村理和子
1　決定年月日時　平成26年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月３日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第５８３号
東京都小金井市本町４丁目８番３―22号小金井本町住宅
債務者　藤木　孝之
1　決定年月日時　平成26年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月３日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第２８２号
岡山市北区十日市中町２番39―３号ハイツ松208号室
債務者　三船慎一郎
1　決定年月日時　平成26年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月８日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１３４号
北海道河東郡音更町緑陽台北区29番地１　緑陽台団地16号室
債務者　池田　聡美（旧姓上林）
1　決定年月日時　平成26年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月16日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第１３５号
北海道帯広市公園東町２丁目２番地
債務者　渡邉　高子
1　決定年月日時　平成26年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月16日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第１３８号
北海道中川郡幕別町札内北町23番地の９
債務者　鈴木　和彦
1　決定年月日時　平成26年８月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月16日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第１０２号
釧路市興津２丁目27番17号
債務者　木村　弘子（旧姓石塚・長岡）
1　決定年月日時　平成26年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月16日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第１１３号
釧路市星が浦大通５丁目５番45号　ハイツいこい203号
債務者　西川　　希
1　決定年月日時　平成26年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月16日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第１２４号
釧路市城山１丁目12番1111号　パークサイドＱ１階112号室
債務者　斉藤　春男
1　決定年月日時　平成26年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月16日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第３０６号
静岡県藤枝市藤岡３丁目１番５号　県営藤岡団地５棟102号
債務者　細川　三義
成年後見人　細川　房江
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部